平成２８年（フ）第９８号
愛知県岩倉市曽野町下街道37番地７
債務者　堀尾　聖子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県小野市育ケ丘町1480番地の247、前住所兵庫県小野市小田町931番地の５
債務者　香山　誠司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第３２号
兵庫県加西市大村町174番地の２
債務者　小林　実香
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６４号
香川県高松市伏石町1562番地　伏石第一ハイツ１－105号室、申立時の住所香川県高松市多賀町３丁目15番１－401号　コート多賀４
債務者　山本　峰生
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１号
福岡県大牟田市米生町２丁目77番地２
債務者　藤木　　昇
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第８４号
長崎県長崎市かき道５丁目３番12―302号
債務者　久保山純子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８６号
長崎県長崎市愛宕１丁目14番13号　コーポラス千里105
債務者　辻　　照平
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
大分県別府市駅前町12番21号　駅前アパート山側２号
債務者　松井三津夫
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
大分市日吉町２番15号
債務者　中西　正美
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
福島県白河市三本松25番地　泉アパート３号室
債務者　峯田　雄介
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
静岡県富士宮市舞々木町260番地
債務者　**薬**科　康司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６８号
三重県亀山市本町４－６－７、住民票上の住所三重県亀山市川崎町3045番地１
債務者　中西まゆみ
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７３号
三重県津市上浜町四丁目49番地　上浜団地３－103、前住所三重県津市栗真町屋町1416番地37
債務者　濱名加代子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
三重県津市久居桜が丘町1730番地230
債務者　濱名　康子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８４号
神戸市中央区下山手通８丁目15番19―307号、従前の住所神戸市西区美賀多台１丁目９番地の１　612号
債務者　葛木　二郎
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３号
神戸市東灘区御影本町６丁目６番16号れいんぼー御影103号、従前の住所神戸市東灘区御影本町２丁目10番15―202号
債務者　橋本　一輝
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部